

料金表(要介護1～5の方:日額)

6時間以上7時間未満の利用の場合(送迎含む)

令和6年6月改定

介護度	基本単位	入浴介助加算	認知症加算	サービス提供体制加算(I)	食費(実費)
要介護1	584単位	40単位	60単位	22単位	590円
要介護2	689単位				
要介護3	796単位				
要介護4	901単位				
要介護5	1,008単位				

合計単位(食費含まない・1日あたり)

介護度	入浴した場合	入浴しない場合
要介護1	706単位	666単位
要介護2	811単位	771単位
要介護3	918単位	878単位
要介護4	1,023単位	983単位
要介護5	1,130単位	1,090単位

※料金の負担の割合については1割から3割と個人で異なりますので、負担割合証にてご確認をお願いいたします。

入浴介助加算 I	入浴された場合 40単位
認知症加算	主治医意見書より日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方 1日60単位
個別機能訓練加算	運動の必要な方対象とする。独自のプランを作成、実施 1日56単位
口腔機能向上加算	口腔、食事、咀嚼、嚥下機能状態の把握、改善。独自のプランを作成、実施 150単位(月)2回
ADL維持等加算	厚生労働省への情報提供。ADLの把握、改善を目的 30単位(月)
科学的介護推進体制加算	厚生労働省への情報提供。情報の活用やプランの見直しの実施 40単位(月)
同一建物送迎減算	ケアハウス(3階)ご入居の場合 1日94単位差引
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 片道47単位差引
サービス提供体制強化加算(I)	介護福祉士の資格を持った職員が70%以上、または勤続年数10年以上の職員が25%以上 22単位
介護職員等処遇改善加算(I)	基本単価と加算・減算単価を1か月間の利用回数で掛け、その値に国で定められた加算率(9.2%)を掛けた値。
*1単位当たりの単価	人件費の地域差を勘案するため、1単位あたりの単価設定を国が調整しています。太田市に事業所を置くデイサービスについては、「1単位=10.14円」で計算することとなっています。